

議案第17号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例

三田市介護保険条例（平成12年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第1条の2 市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49の規定に基づき、保健福祉事業を行うものとする。

2 保健福祉事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第2条中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「以下この項において同じ。」を「以下同じ。」に、「125万円未満」を「135万円未満」に改め、同項第7号ア中「125万円以上200万円未満」を「135万円以上210万円未満」に改め、同項第8号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第9号ア中「300万円以上」を「320万円以上」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第15条第4号中「第314条の2第7項」を「第314条の2第6項」に改める。

付則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

14 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別

措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

15 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

16 第14項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

（保険料率に関する経過措置）

2 この条例による改正後の三田市介護保険条例第7条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和2年度分までの保険料率については、なお従前の例による。